

令和2年度第1回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和2年8月27日（木）15時00分～15時45分
- 2 場 所 川崎市役所第3庁舎12階 会議室
- 3 出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局 6名
参 考 人 総務企画局行政改革マネジメント推進室 1名
傍 聴 人 なし

- 4 諮 問 令和3年度特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問
（諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交）

5 議 題

- (1) 公契約制度の施行状況について
(2) 令和3年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

6 議 事

(1) 報告事項

【公契約制度の施行状況について（公開）】

平成23年度から令和元年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告した。

特定工事請負契約については、平成23年度は15件（平均落札率76.2%）、平成24年度は29件（平均落札率86%）、平成25年度は17件（平均落札率92.1%）、平成26年度は15件（平均落札率97.9%）、平成27年度は11件（平均落札率95%）であり、平成23年度から平成27年度までは工事が完了している。

平成28年度は17件（平均落札率94.5%）、平成29年度は13件（平均落札率91.7%）、平成30年度は10件（平均落札率84.8%）、令和元年度は11件（平均落札率90.9%）であった。

特定業務委託契約については、平成23年度は34件、平成24年度は184件、平成25年度は180件、平成26年度は186件、平成27年度は192件、平成28年度は209件、平成29年度は259件、平成30年度は243件、令和元年度は252件であった。

平成23年度については、4月1日契約について、公契約の適用がなかったため数が少なくなっている。平成24年度以降は全期間が対象となっており、概ね180

件から 190 件程度で推移しているが、給食調理業務が追加された平成 28 年度から 200 件を超えて、平成 29 年度は 259 件、平成 30 年度は 243 件、令和元年度は 252 件であった。

指定管理施設については、令和元年度は 208 施設が対象となっている。

令和元年度の数值は、本審議会までに台帳審査を終えて集計することができた中間集計値となっており、最終的な報告は、年度末の審議会で報告予定である。

審査確認済みの特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

(2) 審議事項

【令和 3 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）】

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

7 審 議 令和 3 年度特定業務委託契約作業報酬下限額について

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第 5 条第 3 項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

【答申】 1,056 円（令和 2 年度特定業務委託契約作業報酬下限額と同額）

8 閉 会

閉会后、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交

令和2年度第2回作業報酬審議会 摘録

- 1 日 時 令和3年3月23日（火）15時00分～15時50分
- 2 場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政局会議室
- 3 出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局 6名
参考人 建設緑政局技術監理課 1名
総務企画局行政改革マネジメント推進室 1名
傍聴人 5名

- 4 諮 問 特定工事請負契約の作業報酬下限額の諮問
(諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交)

5 議 題

- (1) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について
- (2) 公契約制度の施行状況について
- (3) 公契約制度（工事請負契約）の状況について

6 議 事

(1) 審議事項

ア 特定工事請負契約の作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

審 議

結 論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、令和3年3月から適用される公共工事設計労務単価の91%の額とすることを審議会として決定する。

(2) 報告事項

ア 公契約制度の施行状況について（公開）

昨年8月に実施した審議会において既に報告しており、その際に提出した資料に、その後台帳審査を行った分の数値を計上しているものである。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約の施行状況において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

イ 公契約制度（工事請負契約）の状況について（公開）

昨年度の審議会において、工事の公契約制度に係る本市の状況や他都市の状況について報告したが、制度の対象範囲を拡大した際の影響や、制度の具体的な運用方法について、引き続き検討することになったので、今回、調査・検討した事項について報告をした。

本市では、毎年度1,000件弱の工事契約を締結しているが、公契約対象案件は毎年度10数件で、件数ベースでは1%程度、金額ベースでは年度で変わるが、20%台から50%台となっている。

制度の効果についてはなかなか数値に現れにくいところであるが、これまでのアンケート結果で人材確保や意識向上につながっているとの意見があったほか、これまでの設計労務単価の伸び率よりも、作業報酬下限額の伸び率の方が高いことから、労働者の賃金等の底上げに寄与していると考えている。

制度の課題としては、全件を公契約の対象とすることは実務上難しいことから、制度の対象を限定しているため、効果の及ぶ範囲が一定規模以上の工事に限られていることである。対応としては、対象範囲を拡大するということが考えられ、令和元年度の実績ベースでシミュレーションをした場合、現行制度である6億円以上を対象とした契約では11件であるが、これを3億円とした場合は48件、1億円とした場合は226件となり、件数ベースにおいても、金額ベースにおいても、公契約の占める割合は増えていく。さらに効果としては、対象を広げていくと、単純に件数が増えるだけでなく、発注する工事における業種も、設備工事や塗装工事などが対象となってくる。

一方、対象範囲の拡大については、件数の増加につながることから、事業者の事務負担の増加や台帳を確認する市の事務負担の増加にもつながってくることから、台帳の様式や、現在すべての台帳を審査している確認方法等について、より効率的・効果的な手法を検討していく必要があると考えている。

本市近郊の公契約実施都市の運用方法については、都市によって規模や、制度の運用が大きく異なっている状況であり、本市とほぼ同様に全件の台帳を審査している都市もあれば、そもそも事業者における台帳の作成がない都市もある。また、事業者による台帳の作成はあるものの、台帳審査は原則行わず、申出やその他何か生じた際に、台帳を確認している都市もある。

本市として、極端に運用方法を大きく変えることは難しいかもしれないが、これまで適正に制度が実施されていることを踏まえると、より効率的な運用として、全件審査を抽出審査にする等の対応についても検討していく必要があると考える。

今後の検証等については、引き続き、制度の適用範囲のほか、受注者の負担軽減や効率的・効果的な台帳審査等の運用方法について検証・検討していくが、現在のコロナ禍の状況においては、直接相対する実態調査を行うことは難しいという状況や、制度の大幅な変更による影響等についても考慮しながら、慎重に検討していくことが必要であると考えている。

7 閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交